契　約　書

契約事項　　東京大学（本郷）構内管渠調査業務（令和８年度）
数　　量　　一式
契約金額　　金　　円也
（うち消費税及び地方消費税相当額　　円也）

上記の消費税額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、代金額に１１０分の１０を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人東京大学 と 受注者○○ とは、上記　東京大学（本郷）構内管渠調査業務（令和８年度）（以下「業務」という。）について、上記契約金額をもって、次の条項のとおり契約を締結するものとする。

第１条　受注者は、別紙仕様書に基づき業務を実施するものとし、発注者はその対価として代金を支払うものとする。
第２条　受注者は、別紙仕様書及び受注者が入札等に際し提出した書類に基づき業務を行うものとする。
第３条　業務は、東京都文京区本郷七丁目３番１号他において行うものとする。
第４条　業務の完了期限は、令和９年３月１２日とする。
第５条　受注者は、業務を完了したときは、業務完了通知書を東京大学本部施設企画課に提出するものとする。
第６条　代金の請求書は、東京大学本部施設企画課に提出するものとする。
第７条　代金は、東京大学本部経理課より１回に支払うものとし、請求書を受理した日の翌月の２５日までに支払うものとする。
２　前項の支払日が金融機関等の営業日でない場合には、その前日の営業日とする。
第８条　受注者は、業務の実施に当たり次の各号に掲げる事項を遵守するものとし、かつ発注者から独立して実施するものとする。
一　受注者は、業務の実施に要する資金について自らの責任のもとに調達し、かつ支弁すること。
二　受注者は、業務の実施について、民法、商法その他の法律に規定された事業主としての全ての責任を負うこと。
三　受注者は、受注者の責任及び負担において準備し、調達する機械、設備若しくは器材（作業上必要な簡易な工具を除く）又は材料若しくは資材により、業務を実施すること。
四　受注者は、自ら行う企画又は受注者の有する専門的な技術若しくは経験に基づいて、業務を実施すること。
第９条　受注者は、この契約に関連して知ることのできた発注者の秘密又は知識若しくは情報その他の権利（法的利益を含む。）を第三者に漏洩し、又は譲渡し、若しくは使用させてはならない。
第１０条　受注者は、業務の実施に当たり、故意又は過失により発注者の管理する財産に損害を与えたときは、その損害を賠償し、又は原状に復するものとする。ただし、事故の発生原因が天災その他避けることのできない事由による場合で、発注者がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

第１１条　発注者又は受注者は、正当な理由により契約の全部又は一部を解除しようとする場合には、解除しようとする日の３０日前までに、書面によりその旨受注者又は発注者に通知するものとする。この場合においては、損害の賠償請求はしないものとする。

第１２条　契約保証金は免除する。

第１３条　この契約について、発注者と受注者との間に紛争が生じた時は、発注者と受注者とが協議のうえ、これを解決するものとする。

第１４条　この契約についての必要な細目は、東京大学が定めた役務提供契約基準によるものとする。ただし、この契約に該当のない事項については、この限りではない。

第１５条　役務提供契約基準第２３第２項中の遅延利息の率は年３．０パーセントである。

第１６条　この契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第１７条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議のうえ、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、発注者と受注者とは次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は２通作成し、発注者と受注者とは各１通を所持するものとする。

令和８年　　月　　日

発注者　東京都文京区本郷七丁目３番１号
国立大学法人東京大学
総　長　　藤　井　輝　夫
代 理 人
施設部長　　西　村　文　彦

受注者